

## むつ市議会第220回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成26年6月16日（月曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例
- 第2 議案第31号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第32号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第4 議案第33号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第5 議案第34号 平成26年度むつ市一般会計補正予算
- 第6 議案第35号 財産の取得について  
(むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 議案第36号 財産の取得について  
(脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 報告第8号 平成25年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第9 報告第9号 平成25年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第10 報告第10号 平成25年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第11 報告第11号 平成25年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第12 報告第12号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第13 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第14 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第15 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第16 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第17 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第18 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第19 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正

する条例)

- 第20 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第21 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)
- 第22 報告第22号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第23 報告第23号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第24 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)
- 第25 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（2人）

6番	目	時	睦	男	17番	村	中	徹	也
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長職務 代理市長	新	谷	加	水	教育長	遠	島	進
公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫	監査委員	阿	部	昇
総務政策 部長	伊	藤	道	郎	財務部長	石	野	了
民生部長	松	尾	秀	一	民生部 保健福祉 部長	猪	口	和則
保健福祉 部長	花	山	俊	春	経済部長	浜	田	一之
建設部長	鏡	谷		晃	下水道 部長	酒	井	嘉政
川内庁舎 長	松	本	大	志	大畑庁舎 長	畑	中	恒治
協野沢 庁舎所長	白	尾	芳	春	会管総政 理出納室 長	鹿	内	徹



育会局校課事  
員務 育主  
教委事学教指  
導

服 部 秀

務部課查  
策務主  
総政総主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主任主査

柳 田 論  
佐 藤 孝 悦  
村 口 一 也

次 長  
主 幹  
主 事

濱 田 賢 一  
小 林 睦 子  
山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（山本留義） この際、会議録署名議員が不在でありますので、会議録署名議員を追加指名いたします。

7番村川壽司議員を指名いたします。

## ◎日程第1～日程第25 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第30号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第30号 むつ市いじめ問題対策委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 議案第30号についてお伺いたします。

この中に、どの条例についてもほぼ同じような基準があるわけですが、まず2点ほどお伺いしたいと思います。

学識経験者とは、どのような人を指しているのかということ、この中にあります第8条、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求める、これはどのような範囲までの人を想定したのかをまずもってお伺いたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 佐賀議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、学識経験者にはどのような人を考えているかについてですが、いじめ問題の調査や解決に当たっては、いじめを受けた児童・生徒の心身や人格等に重大な影響があるため、医学、心理、福祉、教育といった分野における専門的知見が求められます。そのため、専門性を発揮していただける方をお願いしたいと考えております。

具体的には、心理または福祉に関する学識経験を有する者としては、スクールカウンセラー、児童相談所職員、人権擁護委員等を、また教育に関する学識経験を有する者としては、小・中学校の校長退職者などを考えております。

なお、人選に当たっては、審議や調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別な利害関係を有しない方について、各職能団体から推薦等をいただくという方法により、公平性、中立性の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また次に、第8条の、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができるという場合、どの範囲までの人を考えているのかについてお答えします。まず、児童・生徒が自殺を図るなどの重大事態が発生した場合には、直接調査に当たった学校教職

員及び教育委員会担当者から調査内容についての詳細な報告を求めたいと考えております。そして、関係する児童・生徒から聞き取りが可能な場合には、直接その事情や心情を聴取したいと考えております。

また、定例的に開催されるいじめの防止等の対策にかかわる審議などの場合には、直接対策を進めている学校や青少年の健全育成にかかわる市民団体などの関係者から意見を求めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。まず、学識経験者等々の委員の部分なのですが、ほぼメンバーはそれでよろしいかと思うのですが、どうでしょう、確かに校長退職者の方々ですとか、そういうもろもろのカウンセラーの方々というのは学識を有しているというのは、これは認めるのですが、当事者といいましょうか、そういう経験があった例えばPTAの関係の方々ですとか、私が望むのは、この条例だけに限らず、もう少し内部に入ったといいますか、温度のあるといいますか、そういう経験のある方々もしくは経験をされた方々、そういう方々も入れたほうがもうちょっと中身に入ったようなものができるのではないかと。確かにそういう方々は立派な方々が多くて、いろんな意見が述べられると思います。しかし、本当の中身まで踏み込んだものがいささか私は足りないような気がいたします。その点、まず第1点。

それと、第8条の部分なのですが、児童・生徒等事情ができる場合は、聴取ができる場合とは言ったのですが、ここに保護者の方々は該当になっていないのでしょうか。それもあわせて伺いたいします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

まず、当事者を入れたほうがいいのではないかとということなのですが、確かにとてもデリケートな部分で、本当の、そのところの本当の気持ちを聞きたいというものが、経験された方から聞きたいという部分があるかと思えます。そういう場合には、今お話しされました第8条で意見の聴取等という部分がございます。その条項の中で、いろんな場合を想定して、必要があればそういう方々をお呼びして意見を聞くことができるとしてありますので、そういう場合にはぜひそういう方をお呼びして意見を聞きたいと思っております。

ただ、通常の場合、第三者機関として調査をする場合には、公平性、中立性という部分で調査をしなければなりませんので、そういう場合には当事者を入れることによって弊害があらわれることもあろうかと思っておりますので、その場合にはやはり避けなければならないものと考えております。

あと、第8条に、保護者等を入れたほうがいいのではないかとということなのですが、その部分でも今お答えしたように、必要があれば保護者にも参加をしていただいて意見を求めるという場面もございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 済みません、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、委員の中の選定なのですが、当事者というのは、今最中の当事者ではなくて、そういう経験をした方という意味でした。大変申しわけありません。確かに中立性云々とあるのですが、私もいささかPTA活動が長くて、いろんないじめの問題ですとか、対処してきたのですが、どうしても現実問題として、余り踏み込んだお話をしないのです。格好いい話だとか美しい話は多々あるのですが、では本当に子供たちが何でそういうふうになったのかですとかという

ころまでは何となく余り言っていないような気がします。確かに校長先生の退職者ですとかそういう方々は、いろんな経験とか踏まえたりやっていますけれども、がっつりと踏み込んだものがいささかパンチが足りないような気がします。やはりそういう方々を、例えばPTA関係の、任期は2年ですから、会長さんですとか、多分その委員会の方々ですとか、そういう中から選出する部分の人とか、例えばPTAの中でそういう過去に自分の子供がこういうことがあったという過去形の人たちでも入れたほうがもう少し踏み込んだ委員の議論になるかと思いますが、再度お願いいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 今のお尋ねにお答えいたします。

この部分では、教育委員会が適当であると認める者ということで、4名ほど参加をしていただくこととなりますが、その部分では市連合PTA会長、同じく市連合PTA母親委員会委員長、むつ市青少年問題協議会会長、そして警察署の職員、この4名を考えております。この部分で、市民の意見、そして保護者の意見もあわせて協議できるものではないかなと考えております。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） いじめ防止、昨年11月8日に開催されました第5回こども議会におきまして、むつ市中学生いじめ防止宣言が提案され、満場一致で堂々可決されたところでございます。国会におきましても、昨年いじめ防止対策推進法が可決されて、それを受けての本議案の提案であると思っておりますけれども、今回におきましては委員ということですが、委員の具体的な役割と行動について1つお尋ねいたします。

教育委員会がありまして、その下に委員制度を設けるとのことだと思っておりますけれども、委員の委嘱の予定を見ますと、1番に医師、そして2番の心理又は福祉に関する学識経験者、3番に教育に関する学識経験を有する者、それから4番目以前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者とあります。今の佐賀議員とも重複するのですが、これは防止条例に伴うものでありますので、これ何かいじめが発生したときの対応のための委員のような気がしております。ですから、その辺のところで、この委員の方々がフットワークを軽くして防止活動、行動ができるのかなというところでひとつ具体的な役割と行動についてお尋ねいたします。

次に、この条例により、まずいじめ防止ですので、いじめの前に子供たちが、例えば意地悪というようなことがあります。そういった意地悪やいじめを受けた子供たちが深刻ないじめに行く前に相談できるマニュアル等につくられているのかということの2点です。というのは、このいじめ防止対策推進法の中の第2章の第14条に、いじめの防止に対して、「地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」、これは都道府県が行う連絡協議会ではありますが、その後市町村も設置することができるというようなこともあります。その連絡協議会においては、同メンバーのような委員を想定しており、今設置する委員と、そしてこの連絡協議会の委員が連携をとりながら防止をしていくということがこの項に示されております。ですから、1番目のお尋ねとしては、今回の制定されます防止委員と、そしてそれから連絡協議会の連動性、そして次に先ほど申し上げま

した2点目の、例えばいじめや意地悪を感じたとき、そのことにつきましては、第3章の第16条中の第3項に、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする」とありますので、例えばいじめ、意地悪を感じた場合はどのような保護者や子供たちが対応をとっていけるのかという、そういうマニュアル等は想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、いじめ問題対策委員会の委員の具体的役割と行動につきましては、その所掌事務に応じて3つございます。1つ目は、いじめの防止等のための施策に関することです。これは、いじめの防止等のための施策の推進にかかわり、教育委員会の諮問に応じ、むつ市いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況について点検及び評価をし、いじめの防止対策をより充実させるための提言を行います。

2つ目は、児童・生徒の生命、心身、または財産などに重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合、それに係る調査を行うことです。これは、臨時委員として弁護士を加えた第三者機関として実態調査を行います。

3つ目は、学校において発生したいじめの問題解決に関することです。これは、学校から報告を受けたいじめの事案について、必要に応じて学校や教育委員会に指導、助言を行うとともに、いじめに関する通報や相談を受けた場合、第三者機関として当事者間の関係を調整し、問題の解決を図ります。

そして、このいじめ問題対策委員会といじめ問

題対策連絡協議会との連動性はどうなのかというお尋ねですけれども、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止について関係する機関、団体が連携を図るために構成する附属機関ですが、教育委員会が設置をしなくても、市のどこかの部局で担っていればよいとされておりまして、その名称につきましても、同じ機能を持つ場合、名称は別の名称でもよいとされています。現在保健福祉部で所管しております附属機関において、このいじめの防止に関する機関、団体の連携を図るべき組織をつくる旨伺っておりますので、その後になるかと思えます。

次に、この条例により意地悪、いじめを受けた子供たちが相談できるマニュアル等はつくられるのかについてお答えします。この条例によって直接いじめを受けた児童・生徒が相談できるマニュアル等ができるわけではありません。マニュアル等の作成については、あくまでも教育委員会で作成したむつ市いじめ防止基本方針に基づき、各学校ごとに作成してある学校いじめ防止基本方針により、それぞれの学校が既に作成をしております。しかしながら、この条例により設置される委員会では、それぞれがつくったいじめの防止にかかわる基本方針やマニュアル等について点検及び評価をし、その内容に不備がある場合には改善を図る旨の提言をすることができます。

教育委員会といたしましては、今後このようないじめ問題対策委員会の提言に基づき、基本方針等の不断の見直しを図り、いじめの根絶に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 教育委員会で具体的なマニュアルは今つくる予定はないと。前につくってあるものを活用していくということですが、それは小学生、例えば各段階に応じて、それぞれの学力と

どうか、読める言葉等も違うと思うのですが、それは子供たちにもわかりやすい形でつくられているのかお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） あくまでもいじめの防止のためのマニュアルですので、子供向けということではございません。ただ、学校教職員を通して子供たちにもいろいろ説明はありますので、その旨できちんと説明はされていると思います。

また、いじめ防止基本方針については、各保護者に対して全部周知をしているところでございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 教育長にお聞きしたいと思います。各子供たち用にはできていないということですが、例えばいじめ、意地悪の場合、子供たちは自ら解決しようという思いに最初はなと思うのです。だからそういう場合に、やっぱりそういうマニュアル、子供たちにも徹底していかないと、問題解決していかないと思うのですけれども、子供に合うようなマニュアル製作については、まずはこれから考えないのかどうかお聞きします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 子供たちがいじめを受けた場合にどのような形で相談すればいいかというマニュアルだというふうに今把握をいたしましたけれども、先ほど部長からの答弁もありましたように、各学校ではいじめの防止に対してどのような対応をするか、そして子供たちにもこのような、いじめを受けた場合はこういうふうなところに相談をするのですよといったようなことについて説明をしてありますので、子供が見て、それを見ながら、ああ、いじめを受けたときはこういう形で相談すればいいのだなというふうなマニュアルというのは、今想定はしてございません。ただ、今申しましたように、各学校で既に先生方が、そして

親が対応するマニュアルといったようなものはつくっているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） まず最初、1つだけお聞きしたいと思います。

これも第1条でいじめ防止対策推進法に基づいて設置するということを書いておまして、これはこの法律が国のほうでつくられたから機械的にむつ市もつくるということでの理解でよろしいのかどうかというのをお聞きしたいと思います。私は、てっきり結構むつ市がそれなりに問題があって、やっぱりこういうのをつくらなくてはいけないのかなということで独自のものも入って設置するのかというイメージもあったのですが、そのところ、ちょっと最初お聞きしたいと。

あと、それこそ一律につくらなくてはいけないのであれば、ほかの市町村も同じであるのかどうかというのをあわせてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 横垣議員のお尋ねにお答えします。

本条例は、昨年9月に制定されたいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、本市が設置する小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関としていじめ問題対策委員会を設置するためのものでございます。

この附属機関は、法令によれば、置くことができるとされており、必ず設置しなければならない義務はありませんが、本市においては3月に策定したむつ市いじめ防止基本方針において設置することとしたものであります。

このいじめ問題対策委員会設置の趣旨や所掌事務については、いじめ防止対策推進法に基づき制定された国の基本方針によるところであります。名称、組織、その他細部についてはむつ市教育委員会独自の考えによるものでございます。

青森県全体の動向について申し上げますと、今月に入って県の基本方針が策定されましたので、今後他市町村においても、この県の基本方針に基づいて、それぞれの地域の実情に応じた基本方針を策定する作業に取り組むとともに、重大事態の発生時には、第三者機関による調査が必要となることなどから、それぞれの判断によって教育委員会の附属機関の設置が検討されていくものと思われま

す。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 私の記憶ですと、むつ市内のいじめはそう大きな問題にはなっていなかったのではないかなというふうにちょっと思っております。それこそ今までの教職員とかPTAのいろんな対策が功を奏して、そう大きな問題にはなっていなかったのではないかなというふうに思ったのですが、そういう意味ではわざわざこういうのを設置しなくてもいいのではないかなというイメージもありましたものですから、ちょっとこういう形でのお尋ねになるのですが、そういう意味では今までのやってきた対策と、これを設置することによってどういうふうな効果的なものがあるのかというのも、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 今回の法の制定により、これまで個々の教員が取り組んでいたものが学校全体、自治体全体として取り組めるようになるということが、その体制づくりが進んだということが大きな前進であろうと考えています。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） こういう言い方をすればあれなのですけれども、何となく今までのイメージだと、余り大きく広げないで、小さいうちに対処して事なきにしようというふうな傾向もあるのかなというふうに思うのですが、それこそ逆に小さいものをこういうふうむつ市全体の課題としてどんどん、どんどん取り上げてしまうことによって、逆に本人としては余り全体のものにしてほしくないというふうな形の生徒とかPTAもいるかと思うのですが、そこら辺の何か兼ね合いというものこれから出てくるような気がするのですが、そのところをちょっと最後確認させていただきます。どういうふうなバランスをとるのか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） いじめの問題に関しましては、私たち人間が社会で生活していくうえで、どこにでも、誰にでも発生し得る問題なのかと思っております。その中で大事なものは、いじめの芽を見つけたら、1つずつ引き抜いていくといいますか、潰していくことなのだと思います。ただ、ごまかさない、隠さないという体制がとても大事であると思っておりますので、そのことについてはデリケートな部分ですので、子供の部分に影響がある部分については、もちろんその部分を大事にしながら取り扱いはしますけれども、ごまかさない、隠さない中で取り組んでいかなければならないものだと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第31号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第31号  
むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題と  
いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第32号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第32号  
一部事務組合下北医療センター規約の変更につい  
てを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第33号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第33号  
下北地域広域行政事務組合規約の変更についてを  
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第34号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第34号  
平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といた  
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤  
孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） まず、今回の補正予算の地熱  
開発理解促進事業費について、国、県の支出金で  
ありますが、1,500万円ほど計上しております。  
この事業については、地元住民等への理解促進を  
図るための事業と説明が事前にされましたが、具  
体的にどんなことを予定しているのかお知らせ願  
いたいと思います。

次は、いこいの里の備品整備補助金についてで  
あります。これは、2,500万円の計上になってお  
りますが、いこいの里の民間移譲については、む  
つ市議会第219回定例会の行政報告のとき、また  
はその定例会の委員会の中でも、今後いこいの里  
に対する補助が続くのではないか、またはその備  
品の整備について多額の費用がかかるのではない  
かという各議員からの質疑が行われました。そこ  
で、このいこいの里備品整備補助金について、補  
助に至った経緯、一般事業者に対し、補助をする  
ということに至った説明をお願いしたいと思います。

もう一点は、補助率が2分の1ということであ

りますが、それにつけ加えまして、2,500万円を上限とするというふうな附則がついております。その理由もお知らせ願います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

地熱開発理解促進事業についてでございます。当該事業は、去る3月27日に締結いたしました弘前大学北日本新エネルギー研究所との連携協定等を踏まえて行うものでございまして、燧岳周辺地域の地熱利用の可能性を調査するため、全額経済産業省の補助を受けて行う事業でございまして、補正額が1,555万1,000円となっております。

今年度は、燧岳周辺環境などを立体的に表現したジオラマの作成、それから市民や周辺温泉事業者等を対象とした理解促進のための講演会や勉強会を開催するほか、先進地視察として鹿児島県にございます九州電力株式会社山川発電所や大霧発電所の見学会などを行う予定としております。この見学会につきましては、温泉事業者や関係団体の代表者を対象として1回、また市議会議員を対象として1回の都合2回実施する予定でございます。さらに、海外で豊富な地熱利用の実績がございますアイスランドの海外研修も予定しているところでございます。

なお、講演会、勉強会につきましては周辺の自治体と、それから海外研修につきましては、同様の取り組みをしている自治体と連携して行っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部理事。

○民生部理事保健福祉部理事（猪口和則） いこいの里備品整備補助金についてお答えいたします。

いこいの里経営移譲に当たっては、施設の利用者にご不便をおかけしないよう、本来であれば市で備品等を適切に整備したうえで移譲することが原則であるものと考えておりました。しかしなが

ら、いこいの里は設置当時から委託による管理運営を行い、市で整備した備品は当初あつらえたもののみであり、委託先の法人が故障、破損などで使用にたえられなくなった物品を更新したり、施設運営サービスに当たって利用者の有する能力に応じたさまざまな種類の介護用品、機能訓練用品等新しく必要となった物品を購入、整備してきた経緯がございます。このたびの施設の経営移譲に当たり、前指定管理者との引き継ぎの際に、社会福祉法人は寄附行為が禁止されており、法人で購入した物品は全て引き揚げるとのことでした。市は、この備品等の有償譲渡を打診しましたが、提示された金額が折り合わなかったことから、この備品等の購入を断念し、移譲先法人といこいの里経営移譲要綱に基づき協議を行ったところであります。

いこいの里経営移譲要綱では、施設は現状譲渡してはありますが、移譲後の施設運営に支障を来すふぐあいがあった場合は双方協議することとしておりましたことから、施設を利用している方々にご不便をおかけしないよう安心安全を図り、運営に支障を来さないよう不足する物品は移譲先法人で購入してもらい、その経費の一部を補助することで協議を進め、移譲先法人も負担していただくことになりました。

補助金の積算根拠についてでございますが、本施設の経営移譲に当たり、本来であれば市で備品等を備え置かなければならないものと考えておりましたが、移譲後の運営には更新備品のみならず新たに必要とする備品等もありますことから、スムーズな移行のために、また地域高齢者の福祉増進を図り補助率を2分の1とし、移譲先法人より必要とする備品リストを挙げていただきました。挙げられました備品リストでは、医療用品、介護用品、各ユニットに配置する冷蔵庫、テレビ等々、利用者送迎車両を含めて合計約5,198万円であり、

このうち季節的にまだ購入契約していない物品も含まれておりましたことから、実勢価格を考慮し、補助金交付額2,500万円を限度としたものでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） ということは、4月1日以降現在に至るまで、ここの施設に入所されている方、または働いている方に不便がかかっているというふうに感じましたが、今まで、きょうまで、またはこの補助金が交付されるまで、それではその利用者の方または働いている方がどんな現状になっているのかお知らせを願いたいと思います。

もう一つ、今回のこの補助に至った経緯はわかりました。今後またこのような事例が発生するのか、確認しておきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部理事。

○民生部理事保健福祉部理事（猪口和則） 先ほどの備品リストの中でも申し上げましたが、利用者へのご不便というのは最低限というのですか、季節的にまだ必要と思われていない物品を納めていないというようなことでございます。したがって、利用者へはご不便はかかっていないようなことは伺っております。車のほうが納品ができておりますが、これに関しましては、レンタルで扱いをしていると。受注生産であるので、納品ができていないということでございます。

従業員には、そういった面で物品が若干少ないものですから、大変というのですか、動きの面で苦勞をかけているところでございます。

それから、今後のこのような事態ということですが、もう施設自体、民間のほうへ譲渡したわけでございますので、今後につきましては、このような事例はないものと考えております。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 1点だけお願いします。

11ページのほうに生産振興総合対策事業補助金の農事組合法人斗南養鶏鶏舎建設事業というところに3億1,355万4,000円という支出があるのですが、これについてですが、資料を見ますと、建物を再度新しくするということですが、何か今までの構造とどういう形で違うのかというのを、ちょっと基本的なところを確認させていただきたいと思います。

それと、地域、奥内の方から、ここのところだけが原因かどうかわかりませんが、かなり大量のハエが発生して、私もしょっちゅう行くのですが、もう玄関なんかハエでびっしりだというふうな現状がありまして、そういうところも結構改善されていくようなそういう構造になるのかどうかというのも確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、建物の構造は現状とどのように違うのかについてであります。現在の農事組合法人斗南養鶏鶏舎は、木造で建設後約40年経過しており、老朽化が著しいうえ集卵作業の効率が悪いほか、高病原性鳥インフルエンザ発症の原因と考えられる渡り鳥の侵入を防ぎ切れない開放型鶏舎でありますことから、県から密閉型のウインドレス鶏舎の建設を求められたことを受け、農事組合法人斗南養鶏が事業主体となり、平成26年度から3カ年で鶏舎10棟及び集卵施設1棟の建設を計画しているものであります。

鶏舎の構造は、鉄骨づくりで外壁はガルバリウム鋼板を使用し、設備は自動給餌、給水、自動集卵、自動集ふん及びコンピューター制御による温度管理等の最新システムを導入した施設になっております。

次に、地域住民からのハエの苦情につきまして

は、ハエの成長は卵から二、三週間程度で成虫になると言われておりますが、自動集ふん機を導入し、4日間で1回の除ふんと、ふん換気システムで鶏ふんの乾燥を促すことができることから、ハエの発生が激減するものと考えております。

全施設完成後には、ハエの飛散が防がれ、近隣住民の苦情の解消につながるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第35号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団大畑消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するため

のものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第35号に質疑いたします。

まず、財産の取得について、むつ市消防団大畑消防団第1分団の消防車を新たに配備するという事ですけれども、大畑消防団、消防団結成100周年の年でしたか、ポンプ操法で青森県大会1位になっておりまして、今回のC A F S装置つきといいますが、この装置はどのような装置がついているのか。それから、他の消防団には配備されているのかということで、まず1点聞きます。お願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

C A F S装置についてでございますけれども、C A F Sとは圧縮空気泡消火システムのそれぞれの頭文字をとったものでございまして、水に少量の消火薬剤を加えることで、水の表面積を広げることができます。それによって、効率よく消火できる装置でございまして、車両に搭載いたします600リットルの水に約2リットルの消火薬剤を加えることによりまして、約10トンの水量に相当する能力を有するというように言われているものでございます。

また、他の消防団のほうに配備されているのかというようなことでございます。このC A F S装置つきの消防ポンプ自動車につきましては、むつ市におきましては昨年度1台導入しております。これは、むつ市消防団むつ消防団第2分団に配備しておりまして、今回の導入で2台目となります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第36号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、脇野沢庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第8号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 報告第8号 平成25年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 報告第9号 平成25年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第10号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 報告第10号 平成25年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

報告第10号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第11号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 報告第11号 平成25年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

報告第11号については、文書のとおりであります

すので、ご了承願います。

◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 報告第12号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 1点だけお伺いいたします。

毎度のことなのですが、議会のたびに和解また事故の等々が出るわけですが、前回の議会から引きずっているという部分もあろうかと思いますが、人のやることですから、よくよくわかるのですが、何となく軽微な事故が多いように感じられます。その事故の対策と事故後の指導等々、どのように行われているかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 公用自動車の運転につきまして、これまでも機会あるごとに全職員に対し、安全運転の徹底に心がけるよう注意喚起を促すとともに、むつ地区安全運転管理者協会が主催いたします若手ドライバー交通安全研修への参加や、新採用者研修におきましても、交通安全意識の啓蒙啓発を行っておりますが、残念ながら議員ご指摘のように、毎年数件の公用自動車による交通事故が発生している状況でございます。幸いにも大きな事故には至っておりませんが、今後におきましても、管理職職員によります所属職員への指導監督など、常に交通安全を意識し、安全運転に万全を期すよう注意を促してまいりたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。人のやることですから、これはどうしてもゼロというわけには、なかなか大変かと思えます。

そこで、もう一度お伺いしたいのですが、例えば庁舎内に車両管理をする課と申しますか、そういう部署までいなくても、そういうシステムがあるのかということと、もう一点は、職員の中でそういう交通安全、また事故に対する組織と申しますか、安全会とか、そういうものがあるのかどうかをお伺いいたしておきます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 車両を管理する課というような部分につきましては、各課で所有している車もございまして、市の公用車の集中管理という部分につきましては、財務部の管財課のほうで行っております。

それから、安全会みたいなそういう組織があるかというようなことございまして、その部分については、現在はきちんとしたものはないと理解しております。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

報告第12号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 1点だけお願いします。

25ページのところに下北医療センター負担金2,950万円があるのですが、この内訳を教えてください。ただければと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

下北医療センター負担金2,950万円の内訳でございますが、議員ご承知のとおり、一般会計におきましては、国が示す地方公営企業繰出基準に基づきまして、公営企業会計に繰り出しを行うこととなっておりますが、この補正予算はむつ総合病院に対する基準内繰り出しにおいて、当初予算額と決算見込額を比較再計算した結果、各繰り出し項目においてそれぞれ増減はありますものの、主に救急医療を確保するために要する経費、高度医療に要する経費、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費等に不足が生じたことから追加したものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 私の今までの記憶ですと、結構この時期に赤字が出たというので補填するというパターンがあったのですが、そういう意味では特に下北医療センターのむつ総合病院を初めとした各診療所なんかでは、特に赤字は今のところは発生していないという理解でよろしいのかどうかお願いいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 3診療所につきましては、採算がとれないということで、毎年その不足額に対する補填を当初予算に計上して支出してございます。それから、さらにこれまでの不良債務の解消ということで、平成25年度当初予算におきまし

ては、3診療所に6億4,500万円ということで支出しております。この不良債務等については、ほぼ計画どおりということで、今回の補正予算につきましては、あくまでもむつ総合病院の繰り出し基準に基づく不足分ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第15号

○議長(山本留義) 次は、日程第15 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第16号

○議長(山本留義) 次は、日程第16 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第17号

○議長(山本留義) 次は、日程第17 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第18号

○議長(山本留義) 次は、日程第18 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 何点かお尋ねさせていただきます。

まず、後期高齢者支援金というのがあって、こ

の上限が14万円から16万に引き上げられると、介護納付金の上限が12万円から14万円に引き上げられるというふうな改正であります。この点に関して市民負担というのはどのぐらいふえることになるのか、対象者と金額を教えてくださいなというふうに思います。

それと、あわせて軽減措置という部分もあります。軽減措置にかかわる軽減判定所得の算定方法等についても改正されているのですが、これについてはどういう軽減ということになるのかというのを教えてくださいなと思います。対象者と金額も教えてくださいなと思います。

それと、結局負担増と軽減されるというふうな市民に分かれると思うのですが、これは結果として、全体としてどちらの市民が結果的に多くなるのかということでもあります。結局私としては、負担が多ければこの報告には反対せざるを得ないというふうな形になりますので、教えてくださいなと思います。

そして、この報告は3月31日公布というふうな形で、そして4月1日から施行ということで結局報告というふうな形での提案になっていますが、本来であれば、4月1日からの施行ですと、3月定例会に間に合う形でこういうものが提案されるのが普通ではないかなと思いますので、その経過、なぜこういう形になっているのかというのを教えてくださいなと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 横垣成年議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の課税限度額の引き上げに伴う影響についてであります。平成25年度末のデータから推計いたしますと、後期高齢者支援金分では世帯数で127世帯、金額で約293万円、介護納付金分では世帯数で83世帯、金額で約189万円で、医

療分も含めました上限に達する世帯数は76世帯となり、全体で約482万円の増額を見込んでおります。

また、2点目の軽減内容についてであります。国保税のいわゆる応益割に係る軽減判定の所得上限を引き上げるもので、5割と2割軽減対象世帯の範囲が拡充されることとなります。新たに5割軽減となります世帯が822世帯、2割軽減となる世帯が632世帯であり、軽減額としては約3,550万円の減額を見込んでおります。

次に、3点目の影響世帯の割合であります。新たに5割軽減となる世帯数は822世帯で、全世帯数の約8%、2割軽減となる世帯数は632世帯で全世帯数の約6%となり、合計で約14%の世帯が新たに軽減対象となります。

一方、課税限度額の上限到達世帯数は76世帯で、全世帯数の約0.7%であることから、上限に係る世帯数よりも軽減世帯数のほうが多いということになります。

最後に、4点目の条例改正が3月31日となったことについてであります。これは条例改正の根拠となる地方税法施行令の改正が3月31日付での公布となったことに加えまして、平成26年度の課税に影響がある内容であることから、同日付で条例改正の公布となったものであります。

また、市といたしましては、条例改正の根拠となる法律や政令が公布された後でなければ改正することができませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第19号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第20号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は承認することに決定いたしました。

◇報告第22号

○議長（山本留義） 次は、日程第22 報告第22号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

報告第22号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第23号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 報告第23号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第24号

○議長(山本留義) 次は、日程第24 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第24号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第25号

○議長(山本留義) 次は、日程第25 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月17日から19日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明6月17日から19日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月20日は、付託議案審議及び農業委員会委員の推薦を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時13分 散会